

議会傍聴規則

〔平成 19 年 3 月 28 日〕
議会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、受付に申し出てその指示を受けなければならない。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 異常な行動があると認められる者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 帽子、外とう、襟巻の類は、着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音等をして

はならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、秘密会を開く議会があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 9 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 議会傍聴人取締規則（昭和 32 年規則第 2 号）は、廃止する。